



生徒支援便り

古河市立三和中学校
令和6年4月9日発行

～ 新学期が始まって ～

新学期が始まりました。みなさん、ご入学、ご進級おめでとうございます。先生達は、みなさんが交通安全に十分注意して、安全に登下校することを強く願っています。

三和中周辺は、車の交通量が非常に多いです。自動車のドライバーの中には、初めて車を運転する人や運転に不慣れな人、周囲への注意が十分でない人もいます。自動車のドライバーの判断に頼るのではなく、「**自分の命は自分で守る**」を常に意識、実践し、交通安全に注意して登下校してください。また、三和中周辺では、スピードを出して通り過ぎる車も多数見られますので、常に交通状況を確認し、安全第一で登下校するよう心がけましょう。ここでは、みなさんが安全に登下校できるように三和中周辺の交通状況や近年の道路交通法の改正についてお知らせします。

1 三和中周辺の通行で特に気をつけてほしいこと

(1) 車の接触、衝突事故

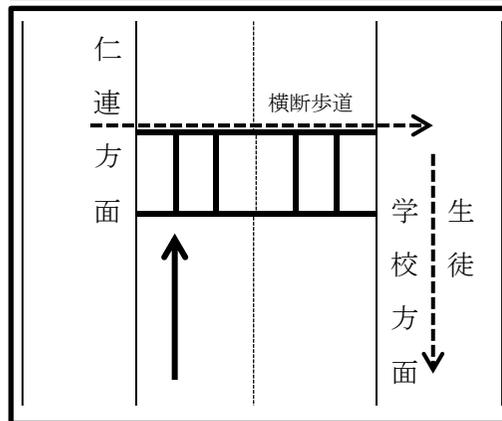
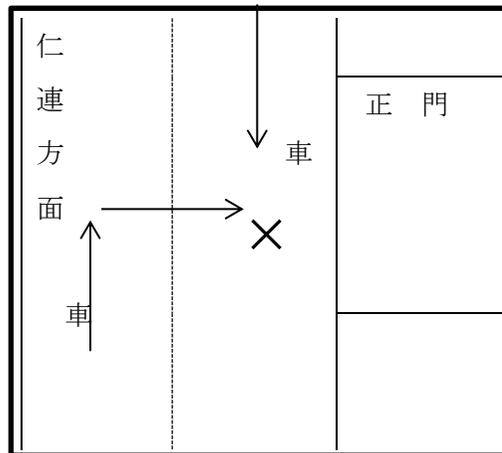
境方面から三和中学校前で、右折するとき車同士が接触、衝突する可能性があります。実際に、保護者の送迎の車が接触しそうになりクラクションを鳴らされた場面を目撃したこともあります。

特に、雨の日に生徒を送迎する保護者が多く、車同士の接触、車と自転車の接触が予想され、危険な状況です。

(2) 生徒の道路横断について

仁連方面から登校する生徒は、学校の正門の北側の横断歩道を利用します。横断歩道に信号機はありません。仁連方面に向かう車の方がスピードを出している傾向にあります。

そこで、生徒が横断歩道を渡る際に、車に衝突される可能性が考えられます。十分注意して横断歩道を渡ってください。



2 道路交通法の改正について

施行された改正道路交通法では、刑事処分とは別に、3年以内に2回以上危険行為で摘発された14歳以上の自転車運転者に、各地の警察本部や運転免許センターなどで安全講習の受講が義務づけられました。受講命令を受けて3ヶ月以内に受講しなければ、5万円以内の罰金が科せられます。

自転車 悪質運転危険行為 14項目

① 信号無視	② 遮断機が下りた踏切への立ち入り	③ 一時停止違反
④ 酒酔い運転	⑤ 携帯電話を使用しながら運転し事故を起こしたケースなど安全運転義務違反	⑥ ブレーキのない自転車運転
⑦ 通行禁止違反	⑧ 歩行者用道路での徐行違反など	⑨ 交差点での優先道路通行車の妨害など
⑩ 路側帯の歩行者妨害	⑪ 交差点右折時の優先車妨害など	⑫ 環状交差点での安全進行義務違反など
	⑬ 通行区分違反	⑭ 歩道での歩行者妨害

- ① 信号の指示を無視すること
- ② 閉じようとしている又は閉じている踏切内への立ち入り
- ③ 一時停止の指定がある場所で止まらないことなど
- ④ お酒を飲んでの自転車運転
- ⑤ 前方不注意などのさまざまな行為
- ⑥ ブレーキが利かない又は壊れた自転車の運転
- ⑦ 道路標識などで通行禁止されている場所を通ること
- ⑧ 歩道を徐行せずに通ること
- ⑨ 自転車専用レーンの枠外を通ること
- ⑩ 歩道がない道で歩行者の通行を妨げること
- ⑪ 交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど
- ⑫ 交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど
- ⑬ 右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど
- ⑭ 歩道で歩行者の通行を妨げること

3 学校生活のきまりより一部抜粋

- 登校は8：10までに。8：10のチャイム終了までに着席してください。チャイム終了以降は遅刻となります。
- 遅刻してきたときは、まず職員室に寄り、クラス・名前・今登校したことを伝えてください。(所在確認のため)
- 靴下は男女とも白、黒、紺とします。(ワンポイントは可)ただし、〇〇式・体育祭・秋桜祭は白とします。
- 女子の髪を留める際、ヘアピンやパッチン留めを使用しても良いです。(色は、黒、紺、こげ茶)
- ヘルメットは正しくかぶり、あごひもをきちんとしてください。
- ※道路交通法の改正により、**全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化**されました。登下校時以外も着用するという意味です。

